H_{19} ＝ 0.053
H_{20} ＝ 0.05323
H_{21} ＝ 0.054
H_{22} ＝ 0.053
H_{23} ＝ 0.051
H_{24} ＝ 0.050
H_{25} ＝ 0.050
H_{26} ＝ 0.026
H_{27} ＝ 0.020
H_{28} ＝ 0.0047
H_{29} ＝ 0.0045
H_{30} ＝ 0.00359

I_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道資本費平準化債（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の額に相当する額

J_{16} ＝ 0.032
J_{17} ＝ 0.030
J_{18} ＝ 0.030
J_{19} ＝ 0.030
J_{20} ＝ 0.03000
J_{21} ＝ 0.034
J_{22} ＝ 0.034
J_{23} ＝ 0.033
J_{24} ＝ 0.033
J_{25} ＝ 0.033
J_{26} ＝ 0.032
J_{27} ＝ 0.031
J_{28} ＝ 0.0010
J_{29} ＝ 0.0010
J_{30} ＝ 0.00103

K　都道府県知事の申告に基づき総務大臣が調査した当該年度における下水道資本費平準化債同意等見込額（地方財政法第５条の３第６項の規定による届出をし

H_{19} ＝ 0.053
H_{20} ＝ 0.056
H_{21} ＝ 0.054
H_{22} ＝ 0.053
H_{23} ＝ 0.052
H_{24} ＝ 0.050
H_{25} ＝ 0.028
H_{26} ＝ 0.026
H_{27} ＝ 0.004
H_{28} ＝ 0.0047
H_{29} ＝ 0.0045

I_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道資本費平準化債（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の額に相当する額

J_{16} ＝ 0.033
J_{17} ＝ 0.030
J_{18} ＝ 0.030
J_{19} ＝ 0.030
J_{20} ＝ 0.035
J_{21} ＝ 0.034
J_{22} ＝ 0.034
J_{23} ＝ 0.034
J_{24} ＝ 0.033
J_{25} ＝ 0.033
J_{26} ＝ 0.032
J_{27} ＝ 0.002
J_{28} ＝ 0.0010
J_{29} ＝ 0.0010

K　都道府県知事の申告に基づき総務大臣が調査した当該年度における下水道資本費平準化債同意等見込額（地方財政法第５条の３第６項の規定による届出をし